

ら、何か決済上必要ときには必ず償還資金で満額、最初の投資額を欠けないで償還する。今度いつでも償還を受ける。又万一これを全部資金化いたしましたときには、英蘭銀行なり或いはフエデラル・リザーブ・バンクによりましてすぐに資金化した、そういうことである。

○油井賢太郎君 それから先だつていわれる外資導入に関する法律が改正されたのです。あれによつて見ますと、まあ今度の改正で相当外資の導入ができる、いわゆる日本の有価証券が海外に売れるということになります。これは日本の有価証券は非常に金利が有利になるわけです。それで少くとも一割、或いは一割五分といううな利廻りになると思います。それに対して外為委員会の方で現在やつておる資金の運用を外国の有価証券に投資したとしても、外資証券に投資したとしても、これは利廻りが幾らでもないと思ふのです。大分日本のほうの導入した資金の利子と、それから日本が向うへ預けた利子との差が開き過ぎる。この調節はもう少し何か名案ないのですか。外為委員会です。そういうことはお考えになつておらないのですか。

○政府委員(大久保三郎君) お尋ねの問題は日本と海外の大市場との金利差の問題でございます。これはいろいろなむずかしい問題が絡んでおると思ひます。委員会といたしましてはその金利差の調整につきまして別に措置のようなものを考へておりません。ところが、現状においてどういたしても今の外貨資金を運用するに両地の、ロンドン、ニューヨークの標準金利水準によらなければなりませんし、殊に日本

の決済資金であればやはりこれは確実、たとえ利廻りが低くても償還の確実なもの、それから何時でも資金化できるもの、そういうことが標準にならざるを得ません。只今のところ先ほど申しましたような非常に低い利廻りにかなりまかせられども、止むを得ない措置かと思つております。

○油井賢太郎君 これは非常に素人じみた質問が知れませんが、大体今日まで持つておるドル、ポンド手持合計十億ドルぐらいあるというのは、四に直せば三千六百億です。それでそれだけのものを持つていくに外資導入をやらなくちゃならない。私は外資導入をやらなくちゃならないと思ふのですが、一方においてそういうふうな大きな外貨の手持があるのです。それにもかからず外貨というものは極めて利子が、さつきあなたの御説明にあつたように一割或いはせいゝ二割というふうな低いものです。而も日本で導入した外貨に対する海外支拂の利子というものはこれは少くともさつき私が言つたように、どんなに安くても一割以上にはなつてゐる。そうすると五倍の差がそこに出てしまふ。こういうふうなことに關してはもう少し大きな見地からあなたがたエキスパートの手腕なり、或いは頭を以て、もつと日本の有利なようにこれに対する方策を講じてもらいたいと思ふのですが、いづれ機会を見てそういうことを一つ御検討願ひたいと思ひます。私の質問は終ります。

○委員長(平沼彌太郎君) 他に御発言もないようですが、質疑は終了したものと認めて御異議ございませんか。
【異議なし】と呼ぶ者あり

○委員長(平沼彌太郎君) 御異議ないと認めます。それではこれより討論に入ります。御意見のあるかたは賛否を明らかにしてお述べを願ひます。……別に御発言もないようですが、討論は終局したものと認めて御異議ありませんか。

【異議なし】と呼ぶ者あり
○委員長(平沼彌太郎君) 御異議ないと認めます。それでは採決に入ります。外国為替資金特別会計法の一部を改正する法律案を原案通り可決することに賛成のかたの御挙手を願ひます。
【賛成者挙手】
○委員長(平沼彌太郎君) 全会一致であります。よつて本案は原案通り可決すべきものと決定いたしました。
なお諸般の手續は前例により委員長に御一任願ひます。それから多数意見者の御署名をお願いいたします。
多数意見者署名
菊田 七平 下條 恭兵
森 八三一 油井賢太郎
田村 文吉 黒田 英雄
木内 四郎 西川甚五郎
大矢半次郎 岡崎 眞一

○委員長(平沼彌太郎君) 次に国有財産特別措置法案について質疑を行います。……別に御発言もないようですが、質疑は終了したものと認めて御異議ございませんか。
【異議なし】と呼ぶ者あり
○委員長(平沼彌太郎君) 御異議ないと認めます。それではこれより討論に入ります。御意見のあるかたは賛否を明らかにしてお述べを願ひます。
○下條恭兵君 私は社会党の第二控室

を代表しまして、この法案に反対するものでございます。この国有財産の拂下げにはいろいろな矛盾があると思ふのであります。現に今厚生委員会のほうでは国立病院の地方移管問題について非常に大きな問題になつておりますし、なお最近新聞を賑わしました四日市の燃料廠の問題、その他政治問題になりつつある問題が相当あるのです。特に私は終戦後国有財産で民間に貸下げ、拂下げ等の行われたものにつきましてはいろいろ不明な点も多々あると思ふのであります。これらの点につきまして私はこの法案にあるように、大蔵大臣だけの決裁でやられるというふうなことは將來のために非常に問題を残すのではないかと思ふのであります。そのような見地に立つて、我々は改めて案を練つて再提出せられんことを希望するのであります。以上の意味を以ちまして反対の趣旨を明言いたします。次第であります。

○油井賢太郎君 私は民主クラブを代表いたしまして、この法案に賛成いたしますのであります。ただ今回出ております法案によりまして、かなり中小企業のほうにも恩恵は、潤いがあるというふうに見られるのであります。けれども、実際の具体的な立場におきまして、この法案のやり方を上手にやらなければ、法律はあつても實際的に行われぬというふうなことになるのは、甚だ遺憾だと思ふのであります。殊にこの第九條にありますところの企業の合理化というふうなことに關しましては、特に中小企業者に重点を置いてやつてもらいたいということ、それからその差額が、必要な場合におきまし

てはその差額というふうなものでございまして、この国有財産の拂下げにはいろいろな矛盾があると思ふのであります。現に今厚生委員会のほうでは国立病院の地方移管問題について非常に大きな問題になつておりますし、なお最近新聞を賑わしました四日市の燃料廠の問題、その他政治問題になりつつある問題が相当あるのです。特に私は終戦後国有財産で民間に貸下げ、拂下げ等の行われたものにつきましてはいろいろ不明な点も多々あると思ふのであります。これらの点につきまして私はこの法案にあるように、大蔵大臣だけの決裁でやられるというふうなことは將來のために非常に問題を残すのではないかと思ふのであります。そのような見地に立つて、我々は改めて案を練つて再提出せられんことを希望するのであります。以上の意味を以ちまして反対の趣旨を明言いたします。次第であります。

てはその差額というふうなものでございまして、この国有財産の拂下げにはいろいろな矛盾があると思ふのであります。現に今厚生委員会のほうでは国立病院の地方移管問題について非常に大きな問題になつておりますし、なお最近新聞を賑わしました四日市の燃料廠の問題、その他政治問題になりつつある問題が相当あるのです。特に私は終戦後国有財産で民間に貸下げ、拂下げ等の行われたものにつきましてはいろいろ不明な点も多々あると思ふのであります。これらの点につきまして私はこの法案にあるように、大蔵大臣だけの決裁でやられるというふうなことは將來のために非常に問題を残すのではないかと思ふのであります。そのような見地に立つて、我々は改めて案を練つて再提出せられんことを希望するのであります。以上の意味を以ちまして反対の趣旨を明言いたします。次第であります。

○委員長(平沼彌太郎君) 多数であります。よつて本案は原案通り可決すべきものと決定いたしました。
なお諸般の手續は前例により委員長に御一任願ひます。それから多数意見者の御署名をお願いいたします。
多数意見者署名
菊田 七平 大矢半次郎
森 八三一 油井賢太郎
田村 文吉 黒田 英雄
木内 四郎 西川甚五郎
岡崎 眞一

○委員長(平沼彌太郎君) ちよつと速記をとめて。
【速記中止】
○委員長(平沼彌太郎君) 速記を始め。たばこ専売法の一部を改正する法律

○第八三二君 昨日本案について質問の途中で散会になつたわけであります。が、当初に申し上げましたように、山村地帯において非常に零細な耕作者の、主要な生産品でありますので、これが育成と申しますか、更によりよく生産されるような方途を講ずる点においては極めて関心を持たなければならぬ問題であり、ここに提案されていること

御懸念は御尤もな点があるのでありますが、ともかくこの法案が成立いたしますれば今年の七月一日から実施しますのでございます。今年度は今回の法律でやるほかございませんで、来年の実施につきましては御趣旨に副いまして私ども衆参両議院の者たちが十分お話し合いをいたしまして、納得できる線に持つて行きたい、こういうふうに考えている次第でございます。

か、お伺いしたい。

○衆議院議員(森山欽司君) その点も誠に御才もな御質疑でございますの点でありますので、ともかく事実上前拂ということになりまして、これが收納いたしましたときに現金が渡るという仕組が必要という面もありますし、先に余りたくさん渡りますと、お話にありました通りの無駄使いになる面もございます。そこで今日大蔵省並びに公社のかたへ

それからその次にお伺いしたいのは、法律に必要があると認めるときということで、裁量が公社に一任をされておるような恰好になっておるのでありますが、これは法律の表現上こういうふうになつてゐると私は理解いたしておりますが、現実の問題としてはこれは肥料代金とすれば毎年々々入附なはずでありますので、必要のあるとかないとかいうことを一々公社が判定

經濟時代に青出売買というものがございまして、米作にはまだできない青田の時代に、農家が金が必要なために金をもらつたということが、かなり情民を作り、贅農を作つたゆえんの途であつたということを感じておりますので、前渡金をお渡しになるのも結構であります、この運用に当りましては、御心の御注意をおつけになりまして、御加入の組合その他に十分の注意をして

とについては別に異議はありませんが、更にこの趣旨を徹底せしめるために、御説明にごさいましたような植付検査が終了したあとでやるというようなことはまだ十分ではないのではないかと、耕作反別がきまつたときに資金を出してやるというように、もつと資金を出すときに繰上げて早くやらなければ、この法律に示しておりません。その資金によつて葉タバコを品質

○森八三二君　その次に伺いたいのは、昨日も御説明があつたと思いますが、資金を前渡いたします場合に、勿論形式上個々の農家の耕作者が前渡を受けるということになると思いますので、公社から個々人の耕作者に渡るといふ形式はとられますが、趣旨で申されておきますように、この資金を使つて主として肥料の購入をやること

と打合せをしておりますところは、大
体耕作組合の連合会単位、或いは出張
所単位ということになるかと思いますが、これは各県の実情によつて多少相
違が出て来るかと思うのでございま
す。そこで統一して取りまゝとめて本政
正案の趣旨にかなうように使用する
ということに事実上は運用するつもりで
ございます。もとより法の建前から申

なさるということではなくて、しばしば御説明のあつたように、たばこ耕作の特殊性、たばこ耕作者が非常に零細な農村の耕作者である、而も経済的に非常に困難をしておるといふ意味から、この点は大体恒例的に考えるものといふふうに理解をいたしたいと思いますが、公社のほうで運用をなさる場合の指導を大蔵省はどうするのか、お

頂いて、折角政府が無理して親戚で前渡金を渡してやつたけれども、その結果は非常に悪かつた、それがために農村はますます疲弊したというようなことにならないようにこれはして頂かなければならぬと考えますので、どうかその点を十分に運用の面で御注意を下さるということの下に本案に賛成をいたします。

を向上し、又は收穫量を確保するといふ結論は直接に關連性がなくなつてしまふのではないか。ただ実態は御説明がありましたように、現に市中銀行なり、農林中央金庫等から金融を受け、耕作をやつておりますので、これを出してやればそれによつて今まで借りてゐる金を返すとか、或いはその資金によつて次の年の肥料の手当をするとか

うに思います。そういたしますと、この資金が個々人に現金を以て給付されるということになりましたのでは、よいは経済的に農家といたしましてはい、生活資金を非常に強く欠いておるといふような気の毒な状態に置かれておりますので、現金を握りましては別なまうへくれてしまふという

しますと、個々の辨作者に一五%乃至二〇%というような取納代金の拂前が行われるわけでございます。これは形上上はそういう形をとりますが、實際上の運営といったしましては、只今申上げましたような形でやつて行くほうがより適当ではあるまいか、又それが御質疑の趣旨にもかかなうことであるというふうに私も考えておる次第であります。大体どういふふうな方向に生ずる

伺いたい。

○政府委員(久米武文君) 私前に法律の條文解釈の点だけ御説明申し上げましたけれども、實際の運用面は、只今御指摘になりましたようなことに相成ると思ひます。

○委員長(平沼彌太郎君) 他に御発言もないようでありますが、質疑は終了したものと認めて御異議ございません

○油井賢太郎君 民主クラブはたばこ専売法の一部改正に賛成するものであります。只今山村委員からもお話がありました。私もこの法案は活用の方針に心して頂きたいという希望を持つておるのであります。即ち何か救済資金というふうな考えを持たれることで私は私意味を成さないと思うのであります。積極的に将来の生産というものの

いうようなことで、関連してこの十九條の但書に示したようなことを達するといふような意味になることは十分理解はできますが、端的にこの十九條但書の趣旨を達しようとすれば、そういうふうを考えるべきであると思うのですが、そこまで提案者のほうでは御研究になつたかどうか、この辺を一つお伺いしたいと思うのです。

危険が多分にあるのではないか、そこでその前渡をするという趣旨を十分に達するために具体的にどういうような措置が講ぜられるのか、現金の授受については昨日お話のあつたように連合会を通じて云々、これはわかりませんが、それがキャッシュで渡るといふことになるかと非常に問題を孕むのではないかという気がするのですが、その辺

○森八三三君　只今の御説明で十分了
解いたしましたが、私といたしまして
はでき得る限りやはり耕作者に、資金
がありまます場合には肥料の現物とか
農薬とかといったような、趣旨に適合
するものに替えて給付をされるという
ことについて御考慮を願うことを希望
しております。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○委員長(平沼彌太郎君) 御異議ないと認めます。それではこれより討論に入ります。御意見のあるかたは否答を明らかにしてお述べを願います。

○田村文吉君 昨日の質問及び只今森同僚からの御質問の中に織り込んでございまして、この運用に当りましては細心の御注意を願ひたい。上

の増強、或いは品質の向上、收穫量目
 というものの確保という、この目的に
 本當に副ひ得るような使ひ方をするよ
 うに、よく周知徹底をさせてこの法案
 を活用して頂きたいと、こういう希望
 を特に申述べてまして賛成するものであ
 ります。

○委員長(平沼彌太郎君) 他に御発言
 もないようであります、討論は終局

どのような措置が講ぜられるの

いたしたいと思います。

・「静水」の御注意を願いたい」と申し
ますのは、昔御承知のようこの自由

したものと認めて差支えありません

「異議なし」と呼ぶ者あり」
○委員長(平沼彌太郎君) 御異議ないと認めます。それではこれより採決を行います。

たゞ、専売法の一部を改正する法律案を原案通り可決することに賛成のかたの御署名をお願いいたします。

〔賛成者署名〕

○委員長(平沼彌太郎君) 全会一致であります。よつて本案は原案通り可決すべきものと決定いたしました。
なお諸般の手續は先例により委員長に御一任願います。それから多数意見者の御署名をお願いいたします。

多数意見者署名

岡崎 眞一 木内 四郎
西川 甚五郎 田村 文吉
黒田 英雄 森 八三一
油井 賢太郎 菊田 七平
下條 恭兵 大矢 半次郎

○委員長(平沼彌太郎君) 次に製塩施設法案について質疑を行います。

○下條恭兵君 私は前回電気製塩関係の資料を出していただいたと要求しておいたのですが、今日これを見ますとその資料が入っておりませんけれども、口頭で結構ですけれども、大体どうなつておるか御説明願いたいと思います。

○政府委員(久米武文君) 只今の電気製塩関係の資料は、間もなく公社の塩産部長が参りまして申上げることになり成つております。暫らく御猶予をお願いいたします。塩産部長から申上げます。

詳細は間もなく塩産部長が参りまして申上げることになり成つておりますが、大体のことを申上げますと、終

昭和二十七年八月二日印刷

昭和二十七年八月四日発行

戦直後の、いわゆる塩が非常に不足いたしました時代に、塩の需給を因つて自家消費の塩を増産するというふうな政策がとられました際に、相当全国的に電気製塩の施設が設けられたのでございまして。前に御指摘の通り、当時復金からも相当の資金的援助をいたしてこれらの施設は設けられたのでありますが、その後電気事情その他いろいろの事情で、これらの電気製塩施設は十分に所期の目的を達することなく、いわば一種の遊休施設化したわけでございます。その後相当月日がたちましたので、現在これらの電気製塩施設はその後余り塩業者の、当該電気製塩を業とされたかたの側におきまして手入を余りされてないというふうな実情であるように私考えております。従いまして、例えばパイプが錆びているとか、いろいろの機械装置の一部が壊れているとかというふうな実情に相成つておるといふのが多うございまして、小名浜式の海水直煮製塩方式に切替えることによつて、これらの遊休化したところの電気製塩施設を活用するという面は、着想としては非常に結構なものでございまして、実情においてはそういうふうな転換の可能性というものは余りないというのが残念ながら実情でございます。

○油井賢太郎君 小名浜の工場原価計算予想表が出ていますのが、これを見ると、トン当りの生産が一萬一千六百四十トンなんです。そうすると普通の收納価格よりもかなり下廻つていふところですね。今の説明によると何かあれですね。小名浜の製塩でも余り感服しないような、そんなように聞えたのですが、安くできて、そして感

服しないというのはどういうふうな意味なんですか。
○政府委員(久米武文君) 先ほど下條委員のほうから御指摘になりましたのは、終戦直後にできましたところの極めて小規模な電気製塩の施設でございまして、そういうものがその後の情勢の変化で遊休施設化してしまつたというわけでございます。

それから今度公社で直営にいたしましたところのまあテスト・プランとしての福島県の小名浜の工場は、これは能力として年産一萬トンというのを目標といたしまして、その原価計算も、今の塩の收納価格一トン当り一萬三千円というのを越えたものではこれは採算が成立しませんから、トン当り一萬三千円という收納価格よりも低いベースで以て十分採算がとれ、技術的にも間違いなく塩ができるというふうな方法を考案して工場設計をいたし、いろいろ基礎の目論見をしたわけでございます。それから、従いまして小名浜のほうにつきましましては見込に間違ひはないわけでございます。こういうふうなものは、今後仮に民間でも資金の手当がつけば、十分可能性はあるわけでございます。尤も電気を所要いたしますから、電力の供給が確保されるということとは條件でございます。小名浜式の海水直煮の方式によりますところの塩は、これは技術的にも間違ひのないものと御了解願いたいと思つております。ただ従来の細々とした古い何と申しますか、家庭工業的な極く細かいところの電気製塩というものが、これがちよつと今転換の途がないということで行き悩みの形でございまして。

○油井賢太郎君 この小名浜の表を見

ましてちよつと伺いたいのですが、建設費の総額は五億八千七百万円で相当の金額になつていますね。生産能力が一萬トンということになれば、このトン当りの建設費が五万八千七百円になるわけですね。これのトン当りの利子はこの総額のうちに、いわゆる経費明細のうちのどの部分に入るのですか。

利息を計算されてこれはお入れになつたのですか。将来民間で以てそういうふうな設備を作る場合、非常な参考になつて来ると思うのです。利子ということをと全然考えないで、国家費用で皆塩を作らなければならないというが、借入金をしてやるということになれば、或る程度利子ということにはよく見なければならぬ。どこに入つていきますか。

○政府委員(久米武文君) 減価償却の項目のところだつたと思つて。今記憶しておりませんが、なお詳細について、只今藤原部長が参りますから、そのとき申上げますが、その採算の点だけから申しますと、一萬トンプラントというものよりも、五萬トンプラントのほうが有利であります。又五萬トンプラントよりも、十萬トンプラントのほうが有利である。これは明瞭でございます。十萬トンプラントを作れば、電力さえ確保されれば、この一萬一千六百四十トンという原価は、これは極く大ざつばな目安としても、九千円以下に下るだろうと考えております。

○委員長(平沼彌太郎君) 実は下條委員の要求の資料がまだ参りませんので、それらを見てからゆつくり質問して頂くことにしまして、今日はこの程度にしておきます。ちよつと速記をとめて。

午後三時四十二分速記中止
午後四時十五分速記開始
○委員長(平沼彌太郎君) 速記を始め。本日はこれを以て閉会いたしました。午後四時十六分散会